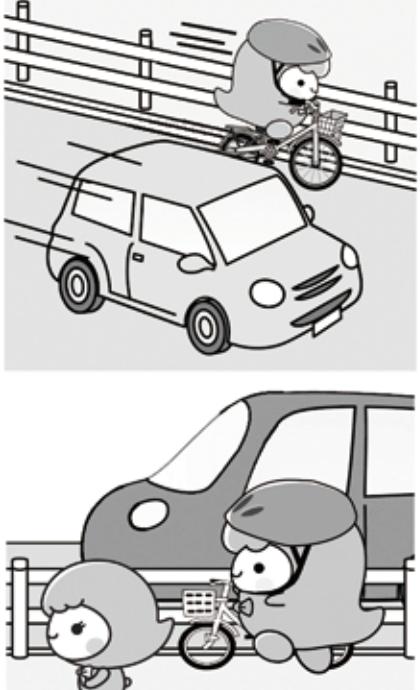


自転車安全利用五則

(令和4年11月1日中央交通安全対策会議交通対策本部決定)



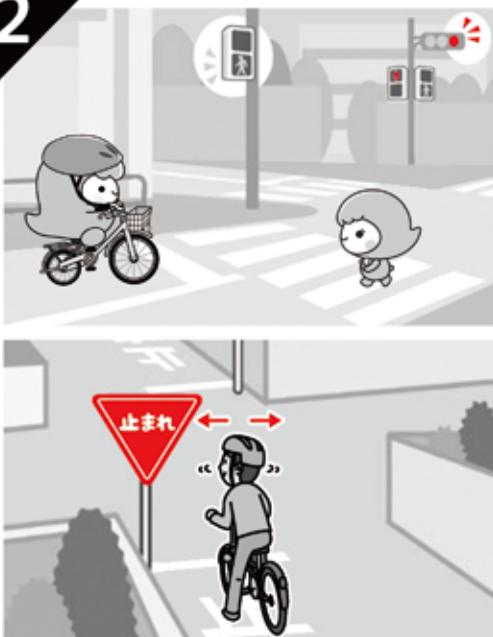
1



車道が原則、
歩道は例外、
歩行者を優先
左側を通行

自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。普通自転車は歩道を通行できる場合、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるとときは一時停止しなければなりません。

2



信号機のある交差点では信号機に従って安全を確認し通行しましょう。自転車は対面する車両用信号に従うのが原則です。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機がある場合や横断歩道を通行する場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。

道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、左右の安全を確認しましょう。

交差点では信号と一時停止を
守つて安全確認

3



夜間はライトを点灯

前方の安全確認だけでなく、歩行者や車に自転車の存在を知らせるためにも、夜間は必ずライトを点灯しましょう！

4



飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は絶対禁止です！お酒を飲んだら絶対に自転車を運転してはいけません！

5



自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために乗車用ヘルメットを着用しましょう！幼児・児童を保護する責任のある人は幼児・児童を自転車に乗せるときは乗車用ヘルメットを着用させましょう！

ヘルメットを着用

ながらスマホは禁止です！

公共の場所でスマホ等の画面を注視しながら歩行することや、スマホ等の使用をしながら車両（自転車含む）を運転することは禁止されています。スマホ等は通行や利用の妨げにならない安全な場所で、立ち止まって使いましょう。

